

## 「既存のサービス事業所の届出留意事項」

項目番号	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	A 2：訪問型サービス（独自） A 6：通所型サービス（独自）	「LIFEへの登録」欄 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
2	A 6：通所型サービス（独自）	「その他該当する体制等」欄の 「栄養改善体制」 を 「栄養アセスメント・栄養改善体制」 に名称変更	取り扱いに変更なし。
3	A 6：通所型サービス（独自）	「その他該当する体制等」欄の 「口腔機能向上体制加算」 を 「口腔機能向上加算」 に名称変更	取り扱いに変更なし。
4	A 6：通所型サービス（独自）	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」 「1：なし」 「4：加算Ⅰイ」 「2：加算Ⅰロ」 「3：加算Ⅱ」 を 「1：なし」 「5：加算Ⅰ」 「4：加算Ⅱ」 「6：加算Ⅲ」 に変更	「5：加算Ⅰ」、「6：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。 既存届出内容が「4：加算Ⅰイ」で、新たな届出がない場合は「4：加算Ⅱ」とみなす。 (注) 基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。 既存届出内容が「2：加算Ⅰロ」、「3：加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
5	A 6：通所型サービス（独自）	「その他該当する体制等」欄の 「生活機能向上連携加算」 「1：なし」 「2：あり」 を	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。